

日本遺産「星降る中部高地の縄文世界」活用誘客促進業務委託仕様書

1 業務の目的

文化財的、美術的価値が高い本県縄文文化資源を活用した観光コンテンツを開発し、「やまなしプレミアムツアー推進事業」と連携しながら、質の高い体験アクティビティとして「縄文」を活用することで縄文文化の魅力を周知・拡大し、山梨といえば「縄文」と連想されるような環境を構築する。加えてこれにより、文化財保護意識の涵養・次世代への継承につなげる。

2 委託業務名称

日本遺産「星降る中部高地の縄文世界」活用誘客促進業務委託

3 履行期間

契約日から令和5年1月16日（月）

4 履行場所

山梨県内

5 業務内容

(1) 事業内容

次の対象に向けた、日本遺産「星降る中部高地の縄文世界」の山梨県内に所在する構成文化財を活用したアクティビティの造成及び動画制作を行う。

<対象>

- ・向学心の高い中高年層
- ・アクティビティ体験を好む30～40代の子育て世代層とその子ども
- ・インバウンド（欧米豪人）

1) 体験アクティビティの造成

日本遺産「星降る中部高地の縄文世界」の山梨県内に所在する構成文化財を活用した大人が楽しめるハイクオリティなアクティビティを造成する。

① 造成件数

- ・5件以上

② 内容

- ・テーマⅠ

北杜市梅之木遺跡および当該遺跡で造成した体験プログラムの活用

- テーマⅡ
県内で展開する他の日本遺産の構成資産とのコラボレーション
- テーマⅢ
既存体験メニューの磨き上げ
- テーマⅣ
独自のアイデア

<参考>山梨県の他の日本遺産

- (ア)「葡萄畑が織りなす風景」(平成30年度認定：ワインリゾート協議会)
- (イ)「日本ワイン140年史」(令和2年度認定：ワイン文化日本遺産協議会)
- (ウ)「甲州匠の源流・御嶽昇仙峡」(令和2年度認定：昇仙峡地域活性化推進協議会)

③ その他

- 造成にあたってはモニター体験を行い、アクティビティのブラッシュアップを図ること
- 新型コロナウイルス感染症による対策を講じた内容とすること

2) アクティビティPR動画の制作

1) で造成した 5 件以上のアクティビティの内容を紹介するプロモーション動画を制作する。

① 企画・構成

- プロポーザルでの提案内容を基に、本県と協議を行い、内容を決定する。
- 決定した内容を基に、動画構成を作成する。

② 撮影

- 次の内容は、委託業務に含むものとする。
 - (ア) 資料・素材の収集
※ただし、県及び関連機関が所有する資料、素材については、協議により県が提供する場合がある。
 - (イ) 肖像権や著作権についての必要な手続き
撮影、編集はもとより納品後の加工、放映（YouTube 等へのアップ等を含む）
 - (ウ) 出演者、協力者、撮影地への交渉・許可
 - (エ) 使用料、出演料、交通費、謝礼など撮影に必要な費用の負担

③ 編集

- 5分間の動画の中で、ターゲットごとにアクティビティ動画を制作し、分割可能な構成とすること。
- 撮影した映像の加工、編集、音楽、ナレーション、テロップの挿入などの編

集作業を行う。

- 動画完成までに本県による内容確認及び修正の機会を設けること。
- 必要に応じて、日本語字幕、音楽（BGM）、字幕、コンピューターグラフィック、イラスト等、適時効果的に挿入すること。

④ 制作本数・種類

- 制作本数・種類については、次のとおり

時間	用途	種類	制作数
5分程度	SNS,デジタルサイネージでの放映等	日本語・英語	2本（各言語@1本）

⑤ 英語版動画

- 英語版については、ネイティブ英語話者による原稿作成およびナレーション吹き込みを必須とする。

3) その他

造成したアクティビティは、山梨県が行う「やまなしプレミアムツアー」と連携させるため、プレミアムツアー申請期間中に造成し、旅行商品に組み込まれる仕組みとすること。

<やまなしプレミアムツアー>

① 経緯

- 観光産業を支援するため、本県ならではの体験型アクティビティ等、認定基準を満たす旅行造成に対する支援を実施し、誘客を促進。

② 概要

- 本県の認定基準を満たす付加価値の高いツアーを造成・販売する旅行者に対し、支援。

<本事業とやまなしプレミアムツアーとの連携イメージ>

	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
コンテンツ制作・プロモーション動画製作	●	●	●	★				
広報(JATA、ANTA等情報提供)						●		
やまなしプレミアムツアー推進事業(申請期間)			R4.10月1日～R5.2月10日					
やまなしプレミアムツアー推進事業(催行期間)				R4.11月1日～R5.2月末				

※凡例：●事業開始 ★アクティビティ完成

6 スケジュール

(目安)

8月 受託者選定・委託契約

10月～11月 できあがったアクティビティから納品・プロモーション動画納品
令和5年1月 業務完了届等の提出、契約終了

7 成果物

(1) 納品

1) 業務完了届

2) 業務報告書

3) アクティビティ企画書

※タイトル、内容、仕組み、条件（所用時間、会場、規定利用料金、受け入れ人数、
想定回数、必要な用具）、申込先などをわかりやすく記載したもの

※アクティビティを活用した旅行商品化の促進方法、課題点、解決方法等について
も記載すること

4) アクティビティ動画

5) その他（打合せ記録、本業務で使用した各種ドキュメント）

(2) 納品方法

・紙媒体3部（カラー）

・電子媒体（CD-RもしくはDVD-R）3部

※山梨県の一人一台パソコンで処理できるファイル形式とする。

(3) 業務報告書、アクティビティ企画書の体裁

・紙媒体については、A4判を基本とするが、A3判折り込みも可能とする。

(4) 納期

(1)のうち、1) 業務完了届 2) 業務報告書 5) その他

・令和4年10月28日（金）までに2つのアクティビティを納品すること

・令和4年11月18日（金）までに2つのアクティビティを納品すること

・令和4年11月30日（水）までに1つのアクティビティを納品すること

(1)のうち、3) アクティビティ企画書、4) アクティビティ動画

・令和5年1月16日（月）

(5) その他

提出された報告書及び動画素材の著作権は山梨県に帰属し、一般に公開する。

8 その他

(1) 委託業務の開始に当たり、実施体制及びスケジュールを委託者に提示すること。

(2) 委託業務の全部を一括して第三者に再委託することは認めない。ただし、契約業務の

一部を委託する場合については、委託者の承諾を得ること。

- (3) 本業務における成果物及び業務中に作成した資料に対する著作権、所有権は山梨県に帰属するものとし、受託者はその権利を一切放棄する。
- (4) 本業務の受託者は、業務遂行にあたり、知り得た秘密を厳守し、個人情報等の漏洩がないよう機密保持に万全を期する。また、業務終了後も同様とする。
- (5) 打ち合わせ（web 会議形式による場合も含む）は適時開催するが、委託者と受託者が協議の上、必要と判断した場合は随時実施すること。
- (6) 本業務において打ち合わせ及びヒアリング等を行った場合は、速やかに会議録を作成し提出すること。
- (7) 本事業委託業務に係る費用は、特に仕様書に明記しているものをのぞき、全て契約金に含めるものとする。
- (8) その他、本仕様書に定めのない事項は、委託者と受託者で協議の上、決定すること。
- (9) 本事業委託業務の目的を達成するため、受託者は本県の縄文文化と縄文文化資源について、十分に調査し理解したうえで業務を遂行すること。